

第5章 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進

1. 環境学習・環境教育の基盤整備

(1) 総合的な取組の推進

今日の環境問題は、豊かさや便利さを追求してきた私たちのライフスタイルや社会経済システムと密接に関わっている。

環境学習は、こうした原因に関心を持ち、理解するとともに、解決に向けて、日常生活や社会活動において、環境への負担の少ないライフスタイルを実践し、循環型社会や自然と共生する社会の実現に向けて行動する人材を育成していくことを目的としている。

県では、環境学習の推進に向け、平成11(1999)年3月に「山口県環境学習基本方針」を策定し、県民、民間団体、事業者、市町と協働して、環境学習を総合的、体系的に進めてきたところである。

具体的には、全県的な環境学習を推進するための拠点施設として平成18(2006)年度に県セミナーパークに開設した「環境学習推進センター」を中心に、市町や関係団体等の学習施設との連携・ネットワーク化を図りながら、環境学習指導者の登録・派遣や、環境情報の提供、教材の作成・提供、環境活動団体等と連携した体験型環境学習講座の開催など、多彩な事業を展開しているところである。

また、平成23(2011)年6月には、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の増進に関する法律が環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に改正され、環境保全活動を推進するためには環境教育が重要であるという従来の理念に加え、協働取組の重要性が強く示され、「体験の機会のある場」の認定制度や、「環境保全に係る協定の締結（平成24(2012)年10月開始）」等が新たに創設されたところである。

こうした経緯を踏まえ、令和3(2021)年3月に改定した「山口県環境基本計画（第4次計画）」においては、第2章第5節「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」を、同法に規定する、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する「行動計画」として位置付け、推進枠組の具体化を図っている。

(2) 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の推進

持続可能な社会を実現するには、環境問題を自らの問題として捉え、かつ、社会や経済の問題と結び付けて考えられる感受性豊かな人材の育成が重要であることから、環境学習・環境教育の場においてE S D（「Education for Sustainable Development」の略で「持続可能な開発のための教育」を意味する）の視点を取り入れ、県民の環境保全意識の醸成に努めるとともに、持続可能な社会づくりの担い手を育むこととしている。

県では、「環境教育推進計画（令和2(2020)年3月改定）」及び「山口県環境基本計画」に基づき、E S Dを推進している。

ア 「パブリック・ディベート大会」の開催

脱炭素社会への理解と思考力・発想力を高めることを目的として、次世代を担う県内の小・中学生を対象とした環境学習（パブリック・ディベート大会）を開催した。

- ・開催状況：2回（小学生大会：1回、中学生大会：1回）
- ・参加者数：142人（小学生大会：70人、中学生大会：72人）

イ 「アースバトン in 霧島～九州・山口の未来～」への参加

九州・山口各県の高校生等が相互に交流を行い、フィールドワーク等を通じて環境について学ぶとともに、環境に対する意識や興味を育むことにより、次世代環境リーダーの育成を図った。

- ・参加者数：42人（県内からは6人が参加）

ウ 「企業から学ぶ！専門高校カーボンニュートラルプロジェクト」の実施

専門高校とカーボンニュートラルの実現に向けて先進的に取り組む企業との連携による教育活動を実施した。

- ・実施高校：9校（下松工業・徳山商工・小野田工業・萩商工・下関工科・大津緑洋（日置校舎）、岩国商業、厚狭、田部）

(3) 環境にやさしい消費行動の推進

ア 「消費のSDGs啓発イベント」の実施

環境、社会、地域等に配慮した消費行動であるエシカル消費をはじめとする「消費のSDGs」について理解し、製品やサービスのつくられている背景に思いを寄せ、社会全体や環境等を思いやり行動することができるよう、令和6（2024）年度には、SDGsに関するトークセッションやクイズラリーを実施した。

- ・クイズラリー開催状況：3回
- ・クイズラリー参加者数：742人

イ 「わたしの消費のSDGsフォトコンテスト」の実施

エシカル消費をはじめとするSDGsにつながる取組を知って実践することで、身近なところからライフスタイルの見直しを図る「消費のSDGs」への理解を深めていただくため、令和6（2024）年度には、県民の身近にある「消費のSDGs」につながる取組を共有しながら楽しく理解を深めることができるフォトコンテストを実施した。

- ・投稿作品数：61作品
- ・応募数：44（41人、3団体）



チラシ

ウ 「消費のSDGs普及啓発講座」の実施

エシカル消費をはじめとする「消費のSDGs」について普及啓発するため、令和6（2024）年度も引き続き、県内各地域において一般消費者・子ども向けの講座等を消費者団体と連携して実施した。

- ・開催状況：33回
- ・参加者数：756人

2. 幅広い場における環境学習の推進

(1) 幅広い地域・年齢層への学ぶ機会の提供

ア 環境学習推進センターの取組

(ア) 講座の開催

一般県民を対象に、将来の環境を担う子どもたちが参加できる体験型環境学習講座や、活動団体との共催による講座、また、指導者のための研修会等を実施している。

- ・開催状況：18回
- ・参加者数：823人

(イ) 環境アドバイザー等の派遣

「山口県環境学習指導者バンク」において、民間団体等が実施する講演会、学習会等に指導者（環境アドバイザー、環境パートナー、子どもエコクラブアドバイザー）を派遣し、環境保全活動の意識醸成と実践活動の促進を図っている。

表5-1 山口県環境学習指導者バンク実績（令和6年度）

	環境アドバイザー	環境パートナー	こどもエコクラブアドバイザー
登録者数	61	121	18
派遣回数	6	59	0
派遣者総数	6	105	0
受講者数	207	2,080	0

(ウ) こどもエコクラブ

幼児から高校生までを対象とし、子どもたちが地域の中で、自主的に環境保全のために行う実践活動に対して支援を行っている。

- ・参加クラブ数：11クラブ
- ・参加者数：224人

イ 市町や学校による環境学習の支援

市町や学校が実施する「親と子の水辺（海辺）の教室」や「水生生物調査」において、教材の提供や器材の貸し出しを行っている。

(7) 親と子の水辺（海辺）の教室

親と子が水生生物等を観察しながら水辺に親しみ、水質を保全することの大切さについて学習する。

- ・開催状況：9市町（19回）
- ・参加者数：825人

(4) 水生生物調査

小・中・高校生を対象に、河川の水生生物を継続的に調査し、汚染状況の推移等を把握することにより、水質保全の重要性について学習する。

- ・参加校数：11団体（学校：9、その他：2）
- ・参加者数：611人

ウ 青少年への自然体験活動の推進**(7) 青少年教育施設等における取組**

幼少年期からの自然体験活動等を伴う教育は、青少年に生命尊重の精神や豊かな心を育む上で極めて重要である。このため、県では、各青少年教育施設の特色や周囲の自然環境を生かした様々な体験活動の場や機会の提供を行い、青少年の健全な育成を図っている。

具体的には、山・川・海等を教材として取り上げ、自然に関する様々な規則性を学習したり、人間と自然との関係について理解を深めたりすることをめざした事業を展開している。

また、地域の身近な環境をテーマに、市町や県子ども会連合会を始めとする社会教育関係団体、民間団体等での体験型環境学習への取組も進められている。

(4) 青少年自然体験活動推進事業の実施

県では、青少年が自己を見つめ生きていくことの厳しさを学びとり、非認知能力（自己肯定感、自律性、協調性、積極性等）を向上させるため、自然や人とのふれあいを通じた自然体験活動を総合的に展開している。

特に、地域と連携したリアルな体験活動充実事業「やまぐちチャレンジ&エコツアー」では、子どもたちが自然環境の中で、互いに励まし合い、協力し合う長期間にわたるキャンプ生活や短期の体験エコツアーを通じ、自他への信頼や思いやり、環境問題への意識の芽生えなど、たくましく生きていく上で大切なことを学ぶことができるようにしている。

プログラム名	対象者	日程
やまぐちアドベンチャーキャンプ 魅力発見エコツアー	小学5年生～中学生 小学4年生～中学生	7泊8日 2泊3日

このほか、野外教育活動指導者養成のための研修会の開催や、県内青少年教育施設の特性を活用した事業の実施及び効果的な活動情報の周知の仕組みを整備するなど、人と自然とのふれあいの機会の充実を図っている。

エ 博物館の取組

一般県民を対象とした各種講座の開催や、博物館の人材や資料を活用した学校や地域団体への教育支援により、環境学習・環境教育の機会の充実を図っている。

具体的には、博物館での教育普及活動として、天文、地学、植物、動物分野によるフィールドでの観察会や星空観望会、講座室での標本作成や種の同定などを年15回程度開催している。

また、学校や地域団体への教育支援として、県内の小中学校や公民館等に出向き、動物の骨格標本や植物の葉脈標本づくりなどを通して、身の回りの動植物や自然現象への興味・関心を高める活動を年100回程度実施している。

(2) 自然とのふれあいの場や機会の充実

ア 自然環境学習拠点施設等での取組

きらら浜自然観察公園、秋吉台エコ・ミュージアム及びつのしま自然館では、それぞれの地域の特徴に応じた自然とのふれあいや野生動植物の観察や指導など、多様かつ実践的なプログラムを用意し、自然とのふれあいの機会の充実を図っている。

こうした機会と「山口県レッドリスト2018」、「山口県外来種リスト」、「レッドデータブックやまぐち2019」を活用し、本県の生物多様性の状況を周知するとともに、希少野生動植物の保護や外来生物への対応の必要性について、県民や事業者などの理解を深め、自然環境や生態系に配慮した取組が進むよう努めていく。

イ 森林ボランティアリーダーの養成

各地で森林ボランティア活動に取り組む団体のリーダーを対象に、森林作業技術の習得や、森林体験活動のイベント企画・運営方法等の研修会を開催している。

- ・開催状況：7回
- ・参加者数：9人

ウ 「体験の機会の場」の認定

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づき、自然体験活動その他の体験活動の場を「体験の機会の場」として認定しており、令和6(2024)年度末時点で、『「ダチョウによる食品リサイクルループの仕組みと食品ロスについてのレクチャー」及び「野菜くずなどを利用したダチョウ飼育の給餌体験」』、『「瀬戸内海の海岸漂着物を利用したクラフトアート体験」及び「環境問題をテーマにした絵本の読み聞かせ」』の2件が対象となっている。

3. 学校における環境教育の推進

(1) 環境教育の基本的な考え方

学校における環境教育は、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の中で有機的な関わりをもたせて、教育活動全体を通して取り組まれている。その際、環境・資源・エネルギー問題などの現代社会の諸課題についての正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒の育成及び生涯学習の基礎を培うことをめざして、校種ごとに、次のようなねらいを定めている。

小学校：幼稚園や保育所等での取組を考慮して、自然の事物・現象に対する感性を豊かにする活動の機会を多くもたせることにより、環境の保全に配慮した行動につながる態度を育成する。

中学校：環境や環境問題に関わる事象に直面させ、環境破壊を起こしている要因を具体的に認識させるとともに、因果関係や相互関係の把握力、問題解決能力などを育成する。

高等学校：環境や環境問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意志決定ができるような学習活動を通して、環境保全や環境の改善に向け主体的に働きかける能力や態度などを育成する。

多くの学校では、PTAや地域との連携による河川の清掃活動や環境美化活動、校内に設置したビオトープや緑のカーテンを活用した学習活動など、児童生徒や地域の実態に応じた特色ある取組が行われている。

一方、県教育委員会では、平成16(2004)年度に、各学校における環境教育への取組を体系的なものにするため、「環境教育推進計画」を策定し、令和2(2020)年3月には、学習指導要領（平成29・30・31告示）に対応するために改定を加えている。

今後とも、関係部・課と連携を図りながら、学校教育において、環境問題への意識啓発を進めるとともに、環境保全活動への参加を促進し、よりよい環境づくりに主体的に取り組む態度や能力の育成を図る。

(2) 学校教育における推進方策

ア やまぐちエコリーダースクール認証制度

環境問題やエネルギー・資源の問題についての正しい理解を深め、山口の恵み豊かな環境を守るための主体的な行動がとれる児童生徒を育成するために、平成17(2005)年度から「やまぐちエコリーダースクール」認証制度を導入している。

初年度の認証校は6校であったが、その後認証校が増加し、令和6(2024)年度には49校を認証したところである。

イ コミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会が設置されている学校のことで、学校運営や学校の課題に対して、保護者や地域住民が参画し、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育を実現していくための仕組みである。このコミュニティ・スクールの仕組みを生かすことで、学校で児童生徒が学んだ環境教育の学習内容が、家庭や地域において積極的に活用されたり、相互で培う学びが実感を持ったものに深化したりして、持続可能な社会づくりを担う実践力のある児童生徒の育成につなげることができる。